

## 神戸家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成26年2月17日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員) 岡原 剛（委員長），岡田幸二郎，林 弘伸，牧 真千子，  
真殿美樹，森田尚人，渡辺昭義，渡邊百合

（敬称略）

(オブザーバー) 渡辺和雄，梅澤美紀，新谷 誠，山森祐輔，岩本照章，  
山中 修（調停委員），置塙由美子（調停委員）

(庶務) 新見雅信，八木章司，岡田道明

### 4 議事

(1) 所長挨拶

(2) 新任委員の紹介

(3) 委員長代理の指名

委員長代理として、牧委員が指名された。

(4) 前回テーマ「防災について」のその後の取組状況の報告

(5) テーマ「家事事件手続法施行1年を経て～状況と課題～」についての意見交換（別紙のとおり）

(6) 裁判所からの報告

来序者アンケート【利用者の声】についての集計結果報告

(7) 次回のテーマ

少年事件手続における被害者配慮制度

(8) 次回の開催日時

平成26年7月14日（月）午後1時30分から

(別紙)

## 意見交換

※ (委員長は●、委員は○、オブザーバーは△で表示する。)

(意見交換に先立って、「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」及び「子どものための面会交流に向けて」のDVD上映、並びに「子の意思の把握及び考慮」、「面会交流について」及び「面会交流支援事業について」の説明を行った。)

- まず、視聴いただいたDVDの御感想を伺いたい。
- DVDの方の演技では離婚するような雰囲気の家庭には感じられなかつたが、離婚が円満に行なわれるよう導くための内容としては適切ではないかと感じた。ただ、某新聞に面会交流について掲載されていたが、子どもの気持ちが両親に伝わっているのか不安も感じた。
- DVDは子どもの事について分かりやすく編集しておりますので、一般的な雰囲気とは違っているかも分かりません。
- あまりにも単純化され典型的には見えたが、重大な家庭の問題を抱えた御夫婦が最初にこれを見ると、非常に混乱した状況の中で、子どもの事を含め冷静に見る一つの大切な材料になっているのではないかと思う。子供が涙しているシーンもあったが、そういう場面ばかりを強調し過ぎると不用意な誘導となる場合もある。離婚も一つの選択肢であり、冷静に子どもの利益を第一に考えなさいよというメッセージを伝えるということでは、非常に考えられた視覚材料になっていると思った。このDVDだけではなく、ホームページを活用し、離婚を体験された方の手記、視覚材料や文字等多様な方法で情報提供されてはどうかと思って見ていた。
- 非常に分かりやすかったと思う。不適切又は良い例のやりとりを具体的に説明されていて分かりやすかった。確かに、この夫婦なら離婚はしないだろうと思った。また、夫婦双方が見るため、一方の性を悪い人に映すと、世間がそのように

見ていると思うところがあり、父親が子どもに会いに行くケースのみとすると、親権は母親が取るものだというように捉えられることもあるので、母親と父親、双方が子どもに会いに行くケースを取り入れ、非常に神経を遣い作られていると思った。

- 仕事上、離婚の相談を受けることがあり、子どものために離婚を思いとどまっている方もいるが、我慢して外見的には家庭を保っていても、実際は家庭としての機能を果しておらず、子どものためには親の精神衛生も大切で、我慢せずに別れることも選択肢であると言うこともある。また、子どもの方が順応性が高い場合もあり、自分本位で考えることも大事であると話すこともある。DVDの内容は、子どもの利益を第一に考えてという事であり、時々、自分が説明することと相違もあったが、どうしても家庭生活、夫婦生活を保つのが無理で離婚を決めた後は、父親も母親も子どもの幸福を祈ることが大切で、離婚調停を起こした方に理想的な面会交流を見ていただくのはよいと思った。
- 過去の事例と照らし合わせ、色々な思いを馳せながら見ていたが、このDVDを活用する目的を考えると、夫婦が円満に離婚する、また、元に戻るというものではなく、子どもの命を守る、子どもの幸せを守るというところに視点があり、非常に優しいストーリーで、かつ、穏やかな内容であり、非常に感情的になって大人に見せるにはよい内容ではないかと思った。DVDと説明の中に親同士冷静にという言葉が何回も出てきたが、まさしく冷静でない時にこそ、子どものことを振り返るための一つの資料としては貴重なものではないかと感じた。
- 私は、家事審判に携わることはないが、少年事件で身柄を拘束される子どもの多くは、親が離婚して母子家庭というパターンが多いように思うが、DVDに登場する親ならば離婚にはならないだろうと思った。小さい時に親が離婚した子どもの場合、離婚現場は知らない、同居の親以外は知らないとか、面会交流云々の次元ではない家庭が多いと感じる。そういうケースで離婚に至る人に、DVDを見せてても理想と現実は違い、DVDを見て子どもを第一に考えなければいけない

と思う人がどのくらいいるかという疑問を感じた。

- 確かに離婚調停ないし離婚をめぐる紛争というものは、従前は夫婦間の問題と捉える部分が大きく、子どもにはあまり視点を置いていなかったが、家事事件手続法等を改正し、子どもを一つの主体として取り入れ、いわゆる、三面紛争になっていると、単なる夫婦間の二面紛争の解決だけではなく、子どもの視点を取り入れた三面紛争の解決として、新法の調停運営を考えていかなければいけないと常々申し上げているところです。そういう発想の転換期に、実際現場で携わっている委員に御意見を伺いたい。
- 裁判所に離婚調停を申し立てられる方は様々な事情を抱えており、一つのパターンでは、離婚するかどうかにだけ視点を置き、子どもの視点が抜け落ちている夫婦が、このDVDを見て、子どもの事をよく考えて話し合いましょうねという注意喚起があると思う。また、離婚することは既に決めており、条件を決めるため調停を申し立てられるケースもあり、その場合は、話し合うべき内容や注意点のお手本を見せるという意味があるのかなと思っており、子どもがおられる御夫婦に見ていただき、それぞれの問題解決に役立てていただければと思う。
- 離婚に際して、子どもの情報を色々な形で集めていかなければなりません。裁判所の調査官が専門的な観点から子どもの事情を把握するために調査して、調停の運営に役立たせるということもあり、その事例として、3事例を調査官から報告しましたが御意見をお伺いしたい。
- これは意見といいますか、質問ですが、子供の意向の調査とは基本的には面接をされるのか。面接を行う手段、面接にかける時間と面接が行われる割合はどのくらいか。また、一緒に住んでいる親の影響は大きいと思うが、どのように親の誘導を排除して見ているのかということを伺いたい。
- △ 手段については事例の中でも色々ですが、子どもの年齢、その発達段階によって異なります。子どもが大きい場合には、最後の事例のように、子どもの意向を聞くことになり、面接室で一対一でお話を伺うことが可能となります。ただ、年

齢が低い場合、3歳4歳という未就学児の子どもの場合には、子どもがどのようにケアされているかということを見ることが重要になってきますので、監護状況を見ていくということに主体が置かれます。この場合には、家庭訪問をして、実際の子どもの状況や監護者との関係性等を見て報告することになります。説明させていただいた以外の中間の子ども、ここが一番難しいところがあり、小学1年生から小学校高学年の子どもについては、その子ども自身が父と母の紛争をどのように受け取っているか、どう受け止めていて、どのような気持ちでいるのか、これを心情という言い方をしているのですが、各々の背景事情を勘案しながら、慎重に調査をさせていただいております。時間としては、調停期日と調停期日の間、通常であれば大体1か月位の間隔で入ることが多いのですが、その時に報告をすることもありますので、1か月ないし1か月半位は調査の時間を取らせていただいています。割合については、今、資料を持ち合わせておりません。最後に、同居親の与える影響、先程は誘導と仰いましたが、子どもは同居している親御さんに依存していかなければ生きていけないので、こうした状況の中で自分の意見を形成していることもあります。そういう背景事情を考慮しながら、同居親との様子を見聞きする中で、お子さんがどういう気持ちで言葉を発しているのかということを把握して報告をするようにしております。その辺は非常に気をつけております。後は、過去の監護状況から比べて、本人が言っていることに矛盾がないか、あるいは、その辺りの連続性ということも慎重に見させていただいております。

- 事例の2番目の調査官による子の調査のところで、小学2年生の子が家庭訪問の時には父に会わなくていいと述べたが、面会交流では全く嫌がることなく父と自然に会話したことであったが、やはり、お母さんと同居している場合は、お母さんに気兼ねして、お父さんと会わなくてもよいと言う位の年齢ではないかと思う。面会交流では全く嫌がることもなくというところから、本心では会いたいという気持ちがあるかも分からないと感じたので、面会交流に立ち合われ

る方たちが、上手く子どもの本心を引き出して上げられるのかということが大切ではないかと思った。それから、先程の事に付け加えると、DVDの中で、お父さんが子どもに生活費が遅れるという事を言っていたが、子どもにこのようなことを言ってはいけないし、離婚の時に、生活費は絶対に欠かしてはいけないという事を念押ししておかなければいけないと思いていた。

- 子の意思の把握ですが、お子さんの意思が把握できる年齢と、そうでない年齢の場合、身上調査と言いまして、環境や状況から見て、言いにくいのではないかと思ったら、試行的にやってみたらどうかという提案が裁判官からできると思います。身上調査をやっても拒絶反応を見せる場合もあるので、なかなか試行も言いにくい場合も現場ではあると思いますが、その辺りのことも踏まえて、現実に対面したお子さんの状況が調査報告の形で裁判官に提出されますので、それを踏まえながら全体で評議し進行させことが多いです。2番目の事例は、典型的な事例といいますか、養育費と面会交流には難しい問題があり、現実に、経済問題も社会的にかなり厳しい状況にあり、一方では、面会交流という要求があり、その調節をどのようにやっていくか、養育費を払っていなければ面会交流はできないというふうに単純にできればいいが、なかなかそこに難しいところがあり、現場では微妙な苦労があるのではないかと思っています。
- 理屈で言えば、面会交流と養育費の問題は別の問題で、経済的に支えるものと子どもの心、いわゆる、心情に関わるもので、別の問題ですよと皆さんには御説明させていただいていますが、実際、例えば、お母さんが子どもを育てておられ、お父さんから面会交流を申し込まれた場合、養育費を払われていないと、お母さんは養育費も払われていないのになぜ会わせなければいけないのかと、拒絶反応が非常に強いです。そういう場合、調停委員会としては、お母さんには、子どもの成長のためにはお父さんと交流を続ける方が良いのではないかとお話をするとともに、お父さんの方には、子どもたちの生活基盤を支えるという意味では養育費を払っていただいた方がいいですよと話します。この間も、養育費を支払

っていなかつたお父さんが、ようやく、養育費を支払いますと言って養育費を払い始め、お母さんの方もちょっと会わせてあげてもいいですかねという話になりました。調停委員会としては、面会交流も養育費の支払いも、どちらも子どものためになるということを、双方それぞれにお話しながら調停を進めています。

- 次に、裁判所での取組以外で、行政の取組で面会交流の支援事業の現状報告をさせていただきましたが、今後、裁判所の取組について、かなり難しい問題がある部分ですが、面会交流支援事業についての現状の状況について、何か御意見がありましたらお願ひします。今後の裁判所のスタンスを考えていく上で、皆様方の御意見をお伺いさせていただくのは非常に有益になると思っておりますので、お願ひしたいと思います。
- 非常に難しい問題ですけれども、要は、その当事者の、父母及び子の間に第三者が入って支援を行うという人的なシステムになると思うが、今、その権限、資格等を持っている人材というのも限られていると思うし、かといって、様々な専門家がそれぞれの経験則でバラバラに支援に入っていくと、かえって混乱を来すかも分からぬ。特に、教育の場面では、ほとんどの保護者は、家庭内の実態を学校現場に伝えないので、なかなか伝わってこないため、相談に乗ってあげるという事すらできない状況がほとんどだと思っています。どういった方がその支援事業の人的な支援の部分で入っていくかというのは、今、結論はありませんが、少なくとも心のケアは必要ですし、立場上、子ども中心で見てしましますので、子どもが危害を加えられないように、あるいは、安全に生活できるように、それを第一の視点で支援をしていただけたらと願っています。
- 行政の方で、兵庫県でも神戸市でも、出生率の低下、少子高齢化社会に向けた対応をどうするかという問題を喫緊の課題としていろいろな施策をやっているように見ていますが、その中で子育て支援の一環として、高度な自立支援として、面会交流支援というものが行政のメニューにあったかどうか記憶にないが、極端な事をいいますと、男女の出会いから結婚、仕事そして子育てというサイクルを

社会的にバックアップしていくという時代に入っているのは間違いないことだと思う。右肩上がりの時代は放っておいても人口は増え、所得も増えていたが、そういう時代から明らかに様相は異なってきており、そういう社会の層に対応したきめ細やかな事業の一つとして、面会交流を支えていくことが社会的に必要になっているだろうと思う。

○ 質問ですが、面会交流支援事業は厚生労働省の事業であり、家庭裁判所としてはどういう立場になるのでしょうか。

● 行政との関連付けはなく、裁判所の事業ではありません。

裁判所では、確かに面会交流を成立させるために試行面会という形でやっていますが、その後、子どもの面会交流というのはずっと続きますので、その辺りを、社会全体の役割分担の中でどうやっていくかということになると思います。

○ 説明の中で、支援を行う期間が最長1年ということであったが、きっかけ作りにしたいのかも分からぬが、1年は短いのではないかと思う。また、例えば、民間の力を借りるとか、NPO法人とかの組織で、ボランティアとかそういう形できれば理想的だと思うが、どういうふうに組織していくのか難しいとは思う。

● 次の議題に移らせてもらいます。

(意見交換に先立って、調停期日における双方当事者同席の下での手続説明について説明し、その実情等について家事調停委員から報告を行った。)

● 新法制定から1年を経て、新たな取組の同席説明について家事調停委員から実情報告をさせていただきましたが、その中で、新しい取組に対する不安等があつたということですが、新しい取組を会社にスムーズに定着させるためのノウハウについて御意見を伺いたいと思います。

○ 先程の話であれば、同席説明を導入した趣旨が裁判所の手続の適正等を高めるということですが、離婚の場合、会いたくないという当事者同士を会わす訳にはいかないですが、そういう時に、一方に説明している様子を別室で、モニターか

何かで見せるというような取組とかはされていますか。そうすれば、自分への手続の説明と相手方への手続の説明が同じであることが双方には伝わると思う。二度手間にはなると思うが、同席が嫌という以上、そういうふうにしてやるしか透明性の確保ができないのではないかと思う。

- 捜査の関係でいえば、可視化の問題になると思います。そういう視点は、面会交流などの場合に、その状況を見せるというのはありますが、手続の説明の様子を相手方に別室で見せるということまで行っている裁判所はないのではないかと思います。
- 同席が嫌というのは、顔が見えるのが嫌なのであれば、顔が直視できないように衝立を立てるとかすれば説明内容も聞こえるし、そんなに手間がかからないのではないかと思う。自分が立ち合っていない時に何を言われているか、中には違った内容で伝わっているのが嫌だというように思われるケースもあるのかもしれないと思ったが、今は、同席説明という方向になっているのは良いことだなと思うので、本当に顔も見たくないと仰られるのもよく分かりますので、ちょっと顔姿が分からないように配慮されると、皆さんにとっても手間がかからず、同席説明が可能になるのではないかと思う。
- 最初、送付された書類だけでは調停がどのように行なわれているか分からなかつたが、どのように調停を行っているか話を聞いて分かった。要するに、世間一般には、当日の会議の議事内容と次回の議題を確認することは当たり前のことが、調停は別々に話を聞き、それぞれが顔を会わさないことが前提であることが分かつて、同席説明に課題があるということが分かった。
- 今まで調停の枠組みを法律で決めていたのではないが、現実の調停運営では、個別に事情を聞くことにより本音が出てくるのではないかということで調停を運営してきました。また、調停の申立書を相手方に送付していなかったため、第1回の調停期日までは、争点が何か分からぬという状況で今まで調停が行われてきました。そういう手法が定着していたため、当事者の方も、調停の進行方法

について、あらかじめ知識を得て調停に挑む方がおられたのではないかと思ひます。裁判官によっては同席調停をやっておられた方もおられたのですが、個別の取組に過ぎませんでした。新法では、少なくとも課題は一緒に確認しましょうということで取組んでいますが、なかなか受け入れていただけないというのが現状で、特に離婚紛争の当事者では、どういう手法を講じれば、同席説明を受け入れていただけるか試行錯誤しています。そこで、一般的な社会の中で、過去のしがらみに捉われることなく、スムーズに職場の慣行を変える場合のノウハウを教えていただければ、同席調停の定着にも繋げられるところがあると思いますので御意見を伺いたい。

- どういう形で意識を変えるかという事ですが、長年の経験から別々に意見を聞くという事が定着していると思うが、世間一般では、誰かと誰かを仲直りさせる時には、例えば、おじさんか誰かがドンといて、そこに当事者が来て、それぞれの言い分を話し、喧嘩になるとまあまあ待て、相手の言い分も聞けというやり取りになると思うが、そのような手法では收拾がつかないので別々に話を聞くという事が定着しているのかもしれないが、そこは少し柔軟に考え、あなたの言い分を聞いたので、相手方とも話してみないですかとか、あまり過去の手法に捉われず、要は仲介の人がいて、例えば、寅さんみたいな人がいて、誰かと誰かを仲直りさせるときにどういうふうにするかということを考え、臨機応変に対応するように心掛けることが大切で、そう難しく考えなくても、自然にこの人間同士だったら直接話した方がスムーズにいくのではないかとか、双方を合わせることは感情的になるから会わすのは止めた方が良いとか、世間一般の感じで同席説明を考えれば良いのではないかと思う。
- おそらく、双方の考え方を肌で感じ、この夫婦なら同席説明を行える、又は、この夫婦は行わない方がよいというふうに、世間一般の感覚で判断しながら同席説明を進めているように思いますが、現在、試行錯誤しているところがあります。
- 同席説明についての十分な認識がなかったが、先程、ある委員が仰られたよう

に、迅速性と当事者の納得性といいますか、よりレベルの高いものを求めるリスクが伴う場合もあると思う。リスクは伴うが、結果として得られるものは大きいことがあるので、チャレンジが必要ではないかと思う。その時に、決め手となるのは、調停委員の人間力というか、当事者に対する信頼感ではないかと思う。裁判所の人というと法律でガチガチで、人間性よりも法律がというような感覚でここにお越しになる方が沢山おられると思う。そういうところで人間力といいますか、人間的な魅力を当事者に感じさせることが、家事紛争を解決するために大事ではないかと思う。ちょっとずれるかもしれないが、現在、家族関係や親子関係、更には、性別も含め非常に多様化した課題もある時代になっていると思う。このような多様化した課題に対し、それに対応する能力なり柔軟性、それと人間性が必要だと思う。

○ 今、どんどん人間が自分の権利を主張して久しいが、権利ばかりが前へ前へ進み、それを調整したり、あるいは、義務を果していくという部分を誰がどのように教えていくのかというところが問われているのではないかと思っている。人間性という言葉も出たが、やはり対面式で、人が人の顔を見て、自分の言葉で、相手の言葉も聞いて話すという部分は人間の本質だと思うので、全てが上手くいくとは限らないと思うが、方向性として、先程の透明性とか簡素化、あるいは、時間がということ以上に、人間の触れ合いの中で解決していくという原点に立ち返るという意味で、同席説明は価値があるのではないかと思う。

● 各委員から、人間力、あるいは、人間の温もりといいますか、それを感じるよう調停を進行すると上手くいくのではないかという御意見を伺いました。

○ 個別に調停を行うと、相手に対する恨み辛みを言うのではと思う。そして調停が成立しても、あれだけ自分が言ったのに、自分の意見が反映されていないと感じ、逆恨みしたり、あるいは、決定に反して子どもを連れ去ったりすることもあるのではないかと思う。自分が恨み辛みを言っている方というのは、自分がいない場で、相手方も自分に対する恨み辛みを言っていると思うのではないかと思

う。そういう意味で、双方の言い分をきっちり伝えることにより冷静になれるのではないかと思う。自己決定権、自己責任に通じることで、みんなで決めたことなので従いましょうという事で、後から無茶苦茶なこと、子どもを連れ去ったりとかという事にならないのではないか、同席説明の手続が浸透していくことはとても良いことではないかと思う。仕事上色々な法律が変わると、例えば、病院勤務をしていた時、大昔は往診して患者さんを病院に収容することができていたが、それが患者さんの人権に配慮してできなくなるとかの場合、上からいろいろこのように言われている、御上が言うなら従いましょうかとどんどん変わり、日本人はいつも、御上がりが言うならしようがないわねという感じで、新しいことに従うような感じに思う。本当に良い制度であれば、制度の善し悪しは分からぬが、上からの決まりと言えば結構すんなりいくと思う。

- 同席説明はどういうふうに説明していくかというのが一つの課題ではないかと思います。今まで、各委員の御意見を聞いて調停委員の方々はどのように思われましたか。

△ 委員の方々のお話の中で、一つ凄いなと思ったのが、離婚の調停では一緒に空気も吸いたくない、同じ一つの部屋に入りたくないという方もおられます、顔を見たくないという方も結構おられます。その時、調停室の中に衝立を立てて顔見えなくするというのは有りなのかなと思いました。と言いますのも、顔も見たくないという方でも、離婚の合意ができた時、裁判官から離婚が成立したことを伝えるときくらいは気持ちよく同席の上でと思いますが、それでも顔を合わせたくないという方もおられます。そういう時、私どもが、今まで一緒に夫婦という関係で生活をしてこられましたが、これで他人になるのだから、最後は一緒にお話を聞いてくださいと説得すると、同席していただく方もおられます。いろいろな方がおられます、顔を見たくないという方には衝立を利用することにより、同席説明も進むのかなと感じました。

△ どなたかが仰っておられましたが、臨場感といいますか、対面して触れ合いの

中で考える事によっていろいろと生まれてくるのではないかという御意見を伺い、当事者の方は、特に女性の方は不安があると思いますので、そういう点で心配なく大丈夫ですからと言って伝えながら、主体的に取組んでいただくというのが当然と言えば当然ですので、そういう場面で同席説明が行えたらなというふうに思いました。

- 調停委員会を構成する各調停委員の方から感想をいただきましたが、現実に調停委員会を主催している方から何か感想とかはありませんか。
- 先程お話にあったように、実際に同席説明をするかしないかは、直接事件を担当している調停委員の方で当事者双方の発言や態度などを見ながら、これは同席できそうだとか、いや無理だと判断しながらやってもらっています。私が調停を成立させる時や不成立にする時には、こういう条項で調停を成立させますとか、こういうことで調停を不成立で終了させますということを説明しますが、なるべく顔を合わせたくないと仰っておられる方にも、できれば同席でお二人に同じ説明をしたいので入ってくださいというふうにお願いしています。場合によつてはお二人の間に書記官が座りますから同席で裁判官の話を聞いてくださいとお願いすることもあります。当事者双方を公平に扱っていますということを肌で感じていただきたいし、調停を成立させるのか不成立にするのかというのは、当事者それぞれの決断の場でもありますので、調停委員会と双方の御本人に同席していただいた上で決めたいと思っております。それをなるべく調停委員から本人に伝えていただき、できるものはなるべく同席でやろうというふうにしています。こちらの思いがきちんと伝わると、最初は同席が嫌だと言っていた方も、まあ最後の成立あるいは不成立の場面なら、同席しましようということで、同席していただける例が結構多いですし、最初は無理でも、何度か繰り返し説明していくことにより、同席説明ができるようになったこともありますので、私としては、粘り強く、また、あまり無理強いはせずにやりたいと思っています。
- 本日は、貴重な御意見をいただきありがとうございました。